

銚子市野良猫等対策事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護法」という。）に基づき、市長が行う野良猫等対策事業を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 特定の飼い主が飼養し、又は保管する猫をいう。
- (2) 地域猫 地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫のことをいう。その地域にあった方法で管理者を明確にし、対象となる猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など、地域のルールに基づき適切に管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指す。
- (3) 野良猫 特定の飼い主がおらず、屋外で生活する猫のうち、地域猫でない猫のことをいう。
- (4) 不妊去勢手術 生殖を不能にする手術であり、メス猫にあつては卵巣又は子宮の全部を摘出することをいい、オス猫にあつては精巣を摘出することをいう。
- (5) 室内飼養 居室等の建物内部の隔てられた空間内において飼養することをいう。家屋周辺又は庭における飼養は、係留の有無に関わらず、ここにいう室内飼養とはいわない。
- (6) 屋外 室内以外の場所をいう。
- (7) 放し飼い 飼い猫を室内飼養せず、屋外で飼養することをいう。
- (8) 生活環境被害 動物愛護法施行規則第12条に規定する猫の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い、頻繁に発生する猫の鳴き声その他の音、飼料の残さ又は猫のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気、多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の発生のほか、猫の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛による被害に準ずるものとする。

- (9) 不適正飼養 飼い主の有無に関わらず、周辺的生活環境被害の原因となる飼養、保管又は給餌若しくは給水を行っていることをいう。
- (10) 多頭飼養 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第14条第1項に規定する犬又は猫の飼養を行うことをいう。
- (11) 飼養困難者 病気や家庭の事情などで猫を飼い続けることが困難となり、周囲に相談できない状況であると市長が認めた飼い主のことをいう。
- (12) 市内獣医師 公益社団法人千葉県獣医師会の所属会員であり、かつ、市内で開院する動物病院をいう。

(相談・苦情の受付及び現地調査)

第3条 市長は、市民などから屋外にいる猫に関する相談や苦情を受けたときは、速やかに次の各号に掲げる内容について現地調査を行うものとする。

- (1) 現場の特定
- (2) 相談や苦情対象の猫の特定
- (3) 飼い主の有無
- (4) 飼い主がいるときの飼養状況
- (5) 飼い主がいないときは、周辺に生活環境被害の状況及び不適正飼養の行為者
- (6) 付近の他の野良猫や放し飼いの猫の生息状況
- (7) 他の地域からの遺棄に関する状況
- (8) 付近の飼養困難者に関する状況

2 市長は、前項に規定する現地調査を行ったときは、銚子市野良猫等対策調査記録票(別記様式第1号)に必要な事項を記載するものとする。

(猫よけ器の貸し出し)

第4条 市長は、野良猫などに起因する生活環境被害に悩む市民に猫よけ器の貸し出しを行うものとする。

2 前項に規定する猫よけ器の貸し出しに関する手続きは、銚子市猫よけ器貸出要綱によるものとする。

(遺棄禁止の周知)

第5条 市長は、猫を含む動物の遺棄禁止に関し、必要な周知を図るものとする。

2 市長は、前項の規定による周知を図るため、相談者や周辺住民のほか市民から要望があったときは、動物の遺棄禁止看板を提供するものとする。

(海匝保健所との連携)

第6条 市長は、第3条第1項に規定する現地調査により、不適正飼養を要因とした周辺的生活環境被害が認められ、かつ、その不適正飼養の行為者を確認したときは、海匝保健所に動物愛護法に基づく必要な指導を行うよう要請するものとする。

2 市長は、第3条第1項に規定する現地調査により、犬又は猫の多頭飼養を確認したときは、海匝保健所に飼養者に関する情報を提供するものとする。

3 市長は、第3条第1項に規定する現地調査により、付近に不妊去勢手術が施されていない放し飼いの猫がいることを確認したときは、海匝保健所と連携し、飼い主に室内飼いを推奨するものとする。

4 前項の規定による室内飼いの推奨の際、飼い主から室内飼いができないとの申し出があり、かつ、その申し出が飼い主や家族の病気によるものなど、適当と認められるときは、海匝保健所と連携し、屋外での疾病の感染防止や不慮の事故防止など、猫の健康及び安全保持を図ることのほか、周辺的生活環境被害とならないよう飼養することを指導するとともに当該猫に不妊去勢手術を施すよう指導するものとする。

(遺棄禁止の周知)

第7条 市長は、猫を含む動物の遺棄禁止に関し、必要な周知を図るものとする。

2 市長は、前項の規定による周知を図るため、相談者や周辺住民のほか市民から要望があったときは、動物の遺棄禁止看板を提供するものとする。

(飼養困難者に対する支援)

第8条 市長は、第3条第1項に規定する現地調査のほか、市民からの相談において飼養困難者を把握したときは、譲渡の相談先として海匝保健所、千葉県動物愛護センター本所又は公益財団法人千葉県動物保護管理協会を紹介するものとする。

2 前項の規定による紹介の際、飼養困難者が譲渡の相談先に相談することが困難と認められるときは、当該相談に関する必要な支援を行うことができる。

(野良猫の引き取り)

第9条 市長は、第3条第1項に規定する現地調査により、周辺的生活環境被害が損なわれていると思われる場合は、相談者や周辺住民に動物愛護法第35条第3項に規定する内容を周知するものとする。

2 市長は、前項の規定による周知にあたり、相談者や周辺住民が海匝保健所に生活環境被害をもたらす野良猫の引き取りを求める場合、必要な支援を行うことができる。

- 3 市長は、動物愛護法第25条第7項の規定により、海匝保健所から同法第25条第2項から第5項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力の要請があった場合、これに応じるものとする。
- 4 前項の立入検査において、野良猫の不適正飼養を確認したときは、必要に応じて行為者に自分の猫として飼養するよう勧めるものとする。

(野良猫の不妊去勢手術)

第10条 市長は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、市内獣医師の協力のもと、対象となる野良猫（以下、「対象猫」という。）の不妊去勢手術を行うことができる。

- (1) 周辺に不妊去勢手術が施されていない野良猫が多数おり、かつ、著しい生活環境被害が存すると海匝保健所が認めたとき
 - (2) 前号の生活環境被害を改善するため、相談者や周辺住民への猫よけ器の貸し出し、周辺住民による地域猫の試み、動物愛護法に基づき海匝保健所が行う対象猫に不適正飼養を行う者への指導、動物の遺棄禁止看板の設置を行っても状況が改善しないとき
 - (3) 前2号の状況を踏まえ、千葉県が委嘱する動物愛護推進員（以下、「動物愛護推進員」という。）と相談した結果、対象猫の不妊去勢手術以外に周辺の生活環境被害の拡大を防止できないと認められたとき
- 2 市長は、前項の規定に基づき、不妊去勢手術を行うときは、市内獣医師と調整のうえ対象猫を捕獲するものとする。
 - 3 前項の規定による対象猫の捕獲後、健康状態から見て手術が可能か手術を行う市内獣医師に見解を伺い、可能と判断された場合にのみ手術を行うものとする。
 - 4 不妊去勢手術の後、手術を行った市内獣医師に対象猫の健康状態が良好であることを確認した場合は、元の位置に戻すこととする。

(台帳整備)

第11条 市長は、市民からの相談や苦情を受け、第3条第1項に規定する現地調査を行った結果、同条から第10条までの規定に定める事項について、銚子市野良猫等対策調査記録台帳（別記様式第2号）に記録するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

銚子市野良猫等対策調査記録票

相談・苦情	受付日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	相談者	住所			
		氏名			
		電話番号			
	受付者				
内容					
現地調査	調査日		年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	調査担当				
	調査回数		第 回目		
	現場の特定		あり 所在地 _____ (地図別添)		
			なし又は不明 (今後の追加調査 要・否)		
	猫の特定		あり (野良猫 (匹)・放し飼いの猫 (匹) 地域猫 (匹)・その他の猫 (匹)) 個体の特徴を添付 (写真可) (今後の追加調査 要・否)		
			なし又は不明 (今後の追加調査 要・否)		
	飼い主の有無		あり 住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____		
			なし又は不明 (今後の追加調査 要・否)		
	周辺の生活環境被害		あり	行為者の特定	あり 住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">具体的な状況</div> <input type="checkbox"/> ふん尿の被害が認められる。 <input type="checkbox"/> 飼料の残さ又は猫のふん尿、その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気が認められる。 <input type="checkbox"/> 飼養施設の敷地外に飛散する猫の毛又は羽毛が認められる。 <input type="checkbox"/> 多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の発生が認められる。 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 特に問題なし					
なし					
		なし			

(第2面)

付近の他の野良猫や放し飼いの猫の生息状況	あり	内訳 (野良猫 (匹) ・放し飼いの猫 (匹)) (今後の追加調査 要 ・ 否)
	なし又は不明	(今後の追加調査 要 ・ 否)
他の地域からの遺棄	あり	動物の遺棄禁止看板の提供 (あり (枚) ・ なし)
	なし又は不明	(今後の追加調査 要 ・ 否)
付近の飼養困難者	あり	住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
		譲渡の相談
	なし	(今後の譲渡希望聴取 要 ・ 否)
	なし又は不明	(今後の追加調査 要 ・ 否)
猫よけ器の貸し出し	あり (予定期間： _____) なし	
海匝保健所への通報や情報提供	あり (内容 ①不適正飼養 ②多頭飼養 ③放し飼い ④その他) なし	
野良猫の不妊去勢手術の要件	<p>以下の全ての要件を満たす場合に限り、対象となる野良猫の不妊去勢手術を行う。</p> <p><input type="checkbox"/>付近に不妊去勢手術が施されていない野良猫が多数おり、かつ、周辺に生活環境被害がある。</p> <p><input type="checkbox"/>相談者や周辺住民への猫よけ器の貸し出し、周辺での地域猫の試み、動物愛護法に基づき海匝保健所が行う野良猫への不適正給餌者への指導、捨て猫禁止看板の設置を行っても状況が改善しない。</p> <p><input type="checkbox"/>海匝保健所や千葉県が委嘱する動物愛護推進員と相談した結果、繁殖制限以外に周辺の生活環境被害の拡大を防止できないと認められた。</p>	

銚子市野良猫等対策調査記録台帳

相談・苦情	受付日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	相談者	住所			
		氏名			
		電話番号			
	受付者				
内容					
現地調査	最終調査日		年 月 日 () 午前・午後 時 分		
	現場の特定		あり 所在地 _____ (地図別添)		
			なし		
	猫の特定		あり (野良猫 (匹) ・放し飼いの猫 (匹) 地域猫 (匹) ・その他の猫 (匹)) 個体の特徴を添付 (写真可)		
			なし		
	飼い主の有無		あり 住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____		
			なし		
周辺の生活環境被害		あり	行為者の特定	あり 住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____	
				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">具体的な状況</div> <input type="checkbox"/> ふん尿の被害が認められる。 <input type="checkbox"/> 飼料の残さ又は猫のふん尿、その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気が認められる。 <input type="checkbox"/> 飼養施設の敷地外に飛散する猫の毛又は羽毛が認められる。 <input type="checkbox"/> 多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の発生が認められる。 <input type="checkbox"/> その他 () () <input type="checkbox"/> 特に問題なし	
				なし	
		なし			

(第2面)

付近の他の野良猫や放し飼いの猫の生息状況	あり	内訳 (野良猫 (匹) ・放し飼いの猫 (匹))	
	なし		
他の地域からの遺棄	あり	動物の遺棄禁止看板の提供 (あり (枚) ・ なし)	
	なし		
付近の飼養困難者	あり	住所 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____	
		譲渡の相談	あり 相談先： <input type="checkbox"/> 海匝保健所 <input type="checkbox"/> 動物愛護センター <input type="checkbox"/> 公益財団法人千葉県動物保護管理協会
	なし		
	なし		
猫よけ器の貸し出し	あり (予定期間: _____)		
なし			
海匝保健所への通報や情報提供	あり (内容 ①不適正飼養 ②多頭飼養 ③放し飼い ④その他)		
	なし		
野良猫の不妊去勢手術	以下の全ての要件を満たす場合に限り、対象となる野良猫の不妊去勢手術を行う。 <input type="checkbox"/> 付近に不妊去勢手術が施されていない野良猫が多数おり、かつ、周辺に生活環境被害がある。 <input type="checkbox"/> 相談者や周辺住民への猫よけ器の貸し出し、周辺での地域猫の試み、動物愛護法に基づき海匝保健所が行う野良猫への不適正給餌者への指導、捨て猫禁止看板の設置を行っても状況が改善しない。 <input type="checkbox"/> 海匝保健所や千葉県が委嘱する動物愛護推進員と相談した結果、繁殖制限以外に周辺的生活環境被害の拡大を防止できないと認められた。		
	不妊去勢手術の要否	必要 (捕獲日 _____ 年 _____ 月 _____ 日) (手術日 _____ 年 _____ 月 _____ 日) (元に戻した日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)	
		不用	